

大阪・関西万博催事等制作・運営業務仕様書

1 事業名称

大阪・関西万博催事等制作・運営業務委託

2 目的

大阪・関西万博滋賀県基本計画に基づく広報、県内機運醸成、催事（会場内、県内）等の取組を総合的に実施するため、催事等制作・運営業務を委託する。

万博を契機に、本県の魅力を広く国内外に発信するとともに、万博をゲートウェイとして県内への人流を促進し、認知度向上、観光客増加、移住促進、商機拡大、魅力の再発見、レガシーの創出を目指す。

3 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金曜日）

4 委託業務項目

- (1) 機運醸成イベント関連業務
- (2) 自治体参加催事関連業務
- (3) 関西パビリオン多目的エリア催事関連業務
- (4) 万博関連情報収集・発信関連業務
- (5) 子ども参画プロジェクト関連業務
- (6) 広報関連業務
- (7) 記録作成

5 委託業務内容

- (1) 機運醸成イベント関連業務

会期前の県内における万博の機運醸成を図るため、機運醸成イベントを開催する。

ア 開催概要（予定）

日程：令和6年11月2日（土曜日）

時間：11:00～17:00

場所：滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 大ホール

施設予約状況：11月1日（金）研修室 午後

11月2日（土）大ホールおよび研修室 全日

来場者目標人数：2,000人以上

イ プログラム基本構成（例）

(ア) 体験ブース

基本構成	内容
EXPOゾーン	・滋賀県ブースプレ体験 ・近未来技術体験 ・モザイクアート体験
産業（未来）ゾーン	・ロボット展示・体験
文化ゾーン	・シガリズム体験 ・伝統工芸ワークショップ
環境ゾーン	・MLGsワークショップ ・マルシェ ・世界農業遺産紹介 等

(イ) ステージ

基本構成
オープニング
次世代パフォーマンス
トークショー
キャラクター大集合
MLGs体操
滋賀県PR

若者および滋賀県ゆかりの著名人を起用したプログラムを実施すること。

ウ 主な業務内容

(ア) 企画内容の調整・確定

- ・プログラム内容や演出構成等を調整し、県と協議の上確定すること。

(イ) 開催までの事前準備および運營業務

- ・会場施設等管理者、関係機関、関係者との調整を行うこと。
- ・進行台本、運営マニュアル、会場配置図等、事業を実施する上で必要な各種資料を作成すること。
- ・業務の実施に必要な関係機関への許可申請等の手続、必要な保険への加入や支払いに係る業務を行うこと。

(ウ) 舞台制作・演出・展示・進行等

(エ) 出演者および出展者関係業務

出演者または出展者等との出演・出展交渉、調整、対応については、原則として受託者が行うこと。

(オ) 案内業務

- ・集客

・来場者誘導

(カ) 会場設営・撤去業務

会場の手配、設営・撤去、必要な機材・備品等の調達・搬入出・保管・運搬・設置・調整・必要に応じて修理・返却、会場管理およびそれらに付随する業務を行うこと。

(キ) 管理運営・警備・救護業務

来場者および参加者（出演者・出展者等）の安全確保を図ること。また、そのために必要と考えられる警備員等の手配・配置等を行うこと。

(ク) その他必要な業務

- ・その他事業の準備・実施に当たって必要な業務は全て実施すること。
- ・関連事業と必要な連携を行い、関係者と連絡調整を行うこと。
- ・本業務に係る廃棄物については適切に処理すること。

(2) 自治体参加催事関連業務

会期中万博会場内において、博覧会協会が募集する自治体参加催事枠を活用し、大阪・関西万博の催事コンセプト「その一歩が、未来を動かす。」も踏まえ、滋賀県の魅力を総合的に発信する催事を行う。

ア 開催概要（予定）

日程：令和7年7月23日（水曜日） リハーサル日

令和7年7月24日（木曜日） 本番

時間：13：00～19：00

場所：万博会場内催事施設 EXP Oホール

イ プログラム基本構成（例）

テーマ（案）

「Mother Lake Story

～いのち輝く未来社会を、滋賀から世界へのメッセージ～」

基本構成	備考
オープニング	
芸術	
伝統・文化	
滋賀県PR	
県内市町・一般参加	公募枠を設けること。
特別企画（フィナーレ）	

ウ 主な業務内容

(ア) 企画内容の調整・確定

- ・プログラム内容や演出構成等を調整し、県と協議の上確定すること。

(イ) 開催までの事前準備および運営業務・会場施設等管理者、関係機関、関係者

との調整を行うこと。

- ・制作や運営の工程表、進行台本、運営マニュアル、会場配置図等、事業を実施する上で必要な各種資料を作成すること。
- ・業務の実施に必要な関係機関への許可申請等の手続、必要な保険への加入や支払いに係る業務を行うこと。

(ウ) 演出用コンテンツ制作

- ・催事で使用するコンテンツ制作を行うこと。

(エ) 舞台制作・演出・進行等

(オ) 出演者関係業務

- ・事務局を設置するなどし、出演者・出演団体募集・選定、出演に係る事前調整、問合せ対応等の業務を行う。また、県の要請に応じて各種会議（審査関連の会議を含む）を実施する際は事前準備や運営、各種資料作成や配布、関係者との連絡調整、記録や報告資料の作成、事後の各種対応等（発生した場合は謝金等の支払い）も含めて実施すること。また、これらの対応についてはメールだけでなく、必要に応じて電話等、状況に応じた対応を行うこと。
- ・出演者等との出演交渉、調整、対応については、原則として受託者が行うこと。

(カ) 案内業務

- ・集客
- ・来場者誘導
- ・VIPの接遇に係る対応

(キ) 会場設営・撤去業務

会場の手配、設営・撤去、必要な機材・備品等の調達・搬入出・保管・運搬・設置・調整・必要に応じて修理・返却、会場管理およびそれらに付随する業務を行うこと。

(ク) 管理運営・警備・救護業務

来場者および参加者（出演者等）の安全確保を図ること。また、そのために必要と考えられる警備員等の手配・配置等を行うこと。

(ケ) その他必要な業務

- ・多言語の対応をすること。日本語と英語は必須とし、それ以外の言語についても必要に応じて対応を行うこと。
- ・その他事業の準備・実施・実施後の対応に当たって必要な業務は全て実施すること。
- ・関連事業と必要な連携を行い、関係者と連絡調整を行うこと。
- ・本業務に係る廃棄物については適切に処理すること。

(3) 関西パビリオン多目的エリア催事関連業務

会期中関西広域連合が設置する関西パビリオンの多目的エリアにおいて、子どもか

ら大人まで楽しめる催事を開催し、滋賀県の魅力や技術・サービス等を発信するとともに、来県意欲の向上を目指す。

ア 開催概要（予定）

日程：令和7年6月23日（月曜日）～令和7年6月29日（日曜日）

※月曜夜設営、日曜夜撤去

令和7年8月26日（火曜日）～令和7年9月1日（月曜日）

※火曜夜設営、月曜夜撤去

時間：開演時間（日中）9：00～22：00（最長）

搬入・搬出時間（夜間）22：00～9：00

場所：関西パビリオン多目的エリア

催事テーマ（案）：「水のめぐみ、水のつながり～滋賀から世界へ～」

各週出展テーマ：①健康しが ②Mother Lake Goals (MLGs)

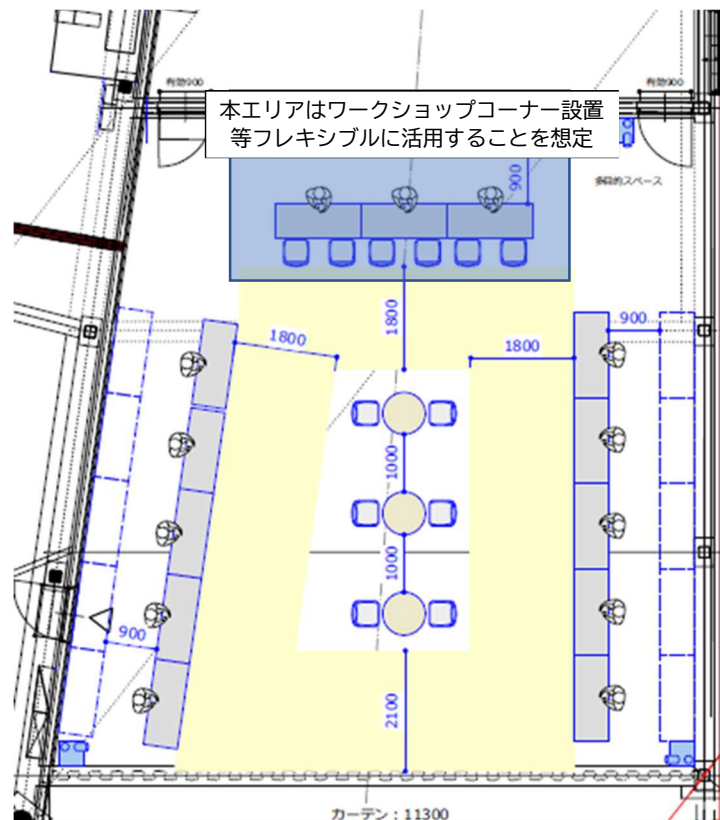
形態：ブース出展およびワークショップを中心とした催事

出展者数（想定）：最大 90 団体程度

出展料：出展者に対し、一部費用負担を求めることとする。

出展者（想定）：県、県内市町、県内事業者、県内団体 等

会場レイアウト（案）：



イ 主な業務内容

(ア) 企画内容の調整・確定

- ・ 県と協議の上、出展者や展示内容等を調整し、確定すること。

(イ) 開催までの事前準備および運営業務

- ・会場施設等管理者、関係機関、関係者との調整を行うこと。
- ・運営マニュアル、会場配置図等、事業を実施する上で必要な各種資料を作成すること。
- ・業務の実施に必要な関係機関への許可申請等の手続、必要な保険への加入や支払いに係る業務を行うこと。

(ウ) 出展者関係業務

- ・事務局を設置するなどし、出展者募集・選定、出展支援、問合せ対応等の業務を行うこと。
- ・出展者募集説明会や出展前説明会を行うこと。
- ・出展者等との調整、対応については、原則として受託者が行うこと。

(エ) 案内業務

- ・集客
- ・来場者誘導

(オ) 会場設営・撤去業務

会場の手配、設営・撤去、必要な機材・備品等の調達・搬入出・保管・運搬・設置・調整・必要に応じて修理・返却、会場管理およびそれらに付随する業務を行うこと。

(カ) 管理運営・警備・救護業務

来場者および参加者（出展者等）の安全確保を図ること。また、そのために必要と考えられる警備員等の手配・配置等を行うこと。

(キ) その他必要な業務

- ・その他事業の準備・実施に当たって必要な業務は全て実施すること。
- ・関連事業と必要な連携を行い、関係者と連絡調整を行うこと。
- ・本業務に係る廃棄物については適切に処理すること。

(4) 万博関連情報収集・発信関連業務

万博関連情報を掲載するための特設サイトを構築・運用するとともに、滋賀県全体をミュージアムに見立て、県内の各主体が実施する万博関連イベント等のコンテンツを収集・発信する。

ア 主な業務内容

(ア) ウェブサイト構築

(イ) ウェブサイトで利用するレンタルサーバの調達

(ウ) 運用保守

(エ) 万博関連情報の収集・発信

(オ) その他必要な業務

イ ウェブサイトの構築方針

- (ア) 業務の目的や対象者に応じたアクセシビリティ（アクセスのしやすさ）が確保された、見やすく、使いやすいインターフェイスおよび構成とすること。
- (イ) 利用者を退屈させない、デザイン・構成となるよう工夫すること。
- (ウ) ウェブサイト全体の構造はできるだけシンプルなものとし、必要最低限の階層構造に留めること。
- (エ) 全てのページに共通のデザインのヘッダー（ウェブサイト名、検索機能等）およびフッター（運営元情報等）を設置すること。
- (オ) グローバルナビゲーション等適切なナビゲーションを設置すること。
- (カ) サイトマップを作成すること。
- (キ) 必要に応じコンテンツおよびページの追加・更新・削除が可能な基本構造とすること。
- (ク) 投稿者、閲覧者が用いるクライアントのブラウザとして、パソコンについてはGoogle Chrome、FirefoxおよびMicrosoft Edgeの最新バージョンに対応し、これらのブラウザで正常に動作させること。
また、Android、iOS等のOSを搭載したスマートフォンおよびタブレットからのアクセスにも配慮し、レスポンシブウェブデザインとすること。なお、クライアント端末は、出来るだけ多くの種類に対応し、OSについても幅広く対応できるよう工夫すること。
- (コ) 多言語で発信できるよう構築すること。日本語、英語は必須とする。
- (サ) 文字・音声サポートに対応すること。

ウ ウェブサイト基本構成要素

項目	内容	備考
新着情報		
会場内での取組	・滋賀県ブースについて	
	・関西パビリオン多目的エリア催事について	
	・自治体参加催事について	
	・関西パビリオンについて	
	・2025年日本国際博覧会について	
	・入場予約について	
県内での取組	・県内万博関連イベント等の情報収集・発信 ※県内イベント等の県内万博関連取組の詳細情報の掲載ページをサイト内に作成すること。 エリア別検索、カテゴリー別検索、キーワード検索、カレンダー検索できる仕様とすること。	
	・観光案内	

	・物販案内	
	・万博しがについて	
子ども参加の取組	・子ども招待事業について	
	・子ども参画プロジェクトについて	
協賛・寄付について	・協賛メニューについて	
	・子ども招待事業への寄付について	
滋賀県について	・滋賀県の概要	
	・滋賀県へのアクセス	
	・資料ダウンロード	
バナー広告	・協賛企業等バナー	

エ 運用保守

ドメイン管理、セキュリティ構築、バックアップ、アクセス解析、コンテンツ更新、情報管理その他サイトの円滑な管理運営に必要な体制・措置を講じること。

オ 事業終了の周知

当該事業で開設するホームページにおいて、事業終了後1年間は事業終了を周知し、その後、当面の間、当該ホームページのドメインを保持すること。当該ホームページの閉鎖の時期は県と別途協議の上、決定すること。

(5) 子ども参画プロジェクト関連業務

大阪・関西万博を契機に、子どもたちが自分たちや滋賀の未来を考えるきっかけとなり、未来に向けて長く記憶に残るような参加型のプロジェクトを実施する。また、そのことを通じて子どもたちの万博への参加意識の高揚を図る。

併せて、このプロジェクトを、万博会場に直接入場できなかった子どもたちも含めて、幅広く子どもたちに参加機会を与えるものとして実施する。

ア モザイクアート制作プロジェクト

子どもたちが、万博を契機として、自分が思い描く未来や、未来に残したいふるさと滋賀、理想の未来の景色など、未来志向で描くイラスト等を制作し、その写真をスマホ等で投稿してもらい、それを統合してデジタルのモザイクアートを制作する。

※個人情報収集する手法は用いないこと。

モザイクアートは、上記(3)の業務で構築する特設サイトに掲載して閲覧可能とするほか、催事でのプロモーション映像として活用できるようにする。

事業実施に向けた効果的な広報や、参加してもらいやすい実施方法を工夫すること。

(ア) 実施概要

日程：令和6年6月～	広報検討、モザイクアートデザイン制作
令和6年10月～	広報開始
令和6年10月～1月	イラスト等投稿受付期間

令和7年1月 モザイクアート完成
令和7年3月～ 動画公開

(イ) 主な業務内容

- ・事業の広報
- ・投稿の受付
- ・モザイクアート制作および公開
- ・モザイクアート参加者からの問合せ対応

イ 大阪・関西万博滋賀オリジナル自由研究ノートの制作・配布

子どもたちが、万博への関心や参加意欲を高めるとともに、滋賀の未来を考えるきっかけとなるよう、また、万博会場に行けなかった子どもも含めて、万博があったことを後々まで思い出として残せるツールとして、オリジナルノートを制作・配布する。

(ア) 実施概要

対象：県内の小学1～6年生

日程：令和7年3月まで ノート制作
 令和7年4月 各学校等を通じて配布

内容：オリジナルデザイン表紙、万博に関する豆知識ページ、滋賀県ブース(仮称)の紹介動画および展示コンテンツへの二次元コード、ノートの使い方・書き方説明、フリーページ等

使途：万博への教育旅行や、総合学習・環境学習等におけるノートとしての使用、自由研究の素材としての活用等

(イ) 主な業務内容

- ・ノートの企画・制作
- ・各学校等へのノートの配布
- ・ノートの活用方法例の周知

ウ 関西パビリオン滋賀県ブース(仮称)の紹介動画の制作および滋賀県ブース(仮称)を仮想体験できるコンテンツの制作

万博会場に行けない子どもたちが、関西パビリオンの滋賀県ブース(仮称)の紹介動画や滋賀県ブース(仮称)を仮想体験できるコンテンツを整備し、幅広く子どもに万博に関心を持ち、関わってもらえる環境を準備する。

また、教育旅行の事前学習にも役立てられる想定とし、より一層万博に関心を持ってもらうためのツールとできるよう計画する。

(ア) 実施概要

日程：令和7年3月まで 動画および滋賀県ブース(仮称)を仮想体験できるコンテンツの制作

 令和7年4月上旬 特設サイトに掲載

内容：展示ブースを紹介するプロモーション動画の撮影・制作(ブース内の雰囲気が分かるような2～3分程度の内容。)

(イ) 主な業務内容

- ・滋賀県ブース(仮称)の紹介動画の撮影・制作・特設サイトでの公開
- ・滋賀県ブース(仮称)を仮想体験できるコンテンツの整備

エ その他

必須ではないが、その他、子どもが参画できる企画があれば工夫されたい。

(6) 広報関連業務

会期前の機運醸成、会期中の県内誘客促進のため、広報ツールの企画・制作および効果的な広報を実施する。

ア 主な業務内容

(ア) 広告デザイン制作等

- ・キービジュアルの作成
- ・各種広報ツール等のデザイン

(イ) 広報ツールの企画および制作

- ・パンフレット(日、英、簡、繁、韓)
- ・ミニのぼり
- ・ポスター
- ・チラシ
- ・プロモーションムービー
- ・ノベルティ
- ・イベント出展用PRツールセット
- ・その他

(ウ) 広報

a ターゲット

<会期前>

メインターゲット 滋賀県民・県内事業者・関係団体

サブターゲット 首都圏・東海エリアを中心とした県外の方

<会期中>

メインターゲット 首都圏含む全国の万博来訪者

サブターゲット 万博に来場している海外観光客

b 主な広報内容(想定)

- ・機運醸成イベント告知
- ・万博への参加募集告知
- ・万博における県の取組
- ・特設サイト告知
- ・会期中会場内催事告知

- ・関西パビリオン滋賀県ブース展示告知
- ・協賛募集
- ・その他
- c 主なメディア（想定）
 - ・ウェブ広告
 - ・交通広告
 - ・屋外広告
 - ・その他
- d 重点期間

2025 年日本国際博覧会協会 機運醸成委員会が設定するPR重点期間との連動を意識した広報の展開を行うこと。

(7) 記録作成

県と協議の上、実施日時・場所・来場者数・コンテンツをはじめとした実施概要、催事の記録（実施内容がわかる写真や動画など）、成果等を含めた内容とすること。

6 その他

- (1) 万博を契機とした滋賀への誘客につながる取組を含めること。
- (2) 万博後も次世代に受け継がれる遺産となるようなレガシー創出につながる取組を含めること。
- (3) デジタル技術の活用など万博の理念に相応しい手法をできるだけ取り入れること。
- (4) 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会が公表する各種ガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守すること。
- (5) 当該業務の実施にあたっては、可能な限り、滋賀県内で製造・生産されたものを使用すること。
- (6) 本仕様書に記載のプログラム基本構成（例）による実施が困難な場合は代替案を提示し、県と調整の上実施すること。
- (7) 本業務の遂行に係る必要経費の一切については委託料に含めることとし、受託者から支払を行うこと。
- (8) 県が必要とした場合は、データ等、引き継ぎを行うこと。

7 納品物

受託者は、年度毎に本委託業務の実績が確認できる資料として、以下に指定する物を納品すること。

ア 納品物

<令和6年度分>

- (ア) 業務完了報告書

- (イ) 令和6年度に本業務委託の実施過程で制作したコンテンツやPR資材等の制作物

<令和7年度分>

- (ア) 業務完了報告書

- (イ) 令和7年度に本業務委託の実施過程で制作したコンテンツやPR資材等の制作物

- (ウ) 公式記録

イ 納期

令和6年度分 令和7年3月31日(月曜日)

令和7年度分 令和8年1月30日(金曜日)

8 参考資料

- (1) 大阪・関西万博滋賀県基本計画

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5391033.pdf>)

- (2) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)関西パビリオン出展基本計画

(https://future.kouiki-kansai.jp/wp-content/uploads/2024/04/kansai_pavillion_whole.pdf)

- (3) 2025年日本国際博覧会 催事施設概要 Ver.2023年12月

(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event_facility_summary_230911.pdf)

- (4) 健康しがについて

(<https://www.kenkou-shiga.jp/about>)

- (5) Mother Lake Goals (MLGs) について

(<https://mlgs.shiga.jp/mlgs>)

9 業務実施上の留意事項等

- (1) 滋賀県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」(別記参照)を遵守すること。
- (3) 業務内容の詳細は県と協議の上決定することとし、県と十分に連絡をとり、その指示および監督を受けること。
- (4) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (5) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (6) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。
- (7) 本業務の遂行上知り得た情報等を、委託業務の目的以外に利用してはならない。

- (8) 本業務の遂行上知り得た情報等を、受託者または他の者の営業のために利用してはならない。
- (9) 本業務の履行に際し使用する著作物等については、肖像権、著作権、商標権その他の諸権利を侵害することのないよう必要な手続を行い、これに必要な経費は委託費に含むものとする。また、これらの知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (10) 本業務は、機密性の高い情報を取り扱う場合があるため、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、これは再委託する場合の再委託先にも適用する。ただし、個人を特定する情報を含まない業務の再委託である場合は、この限りでない。
- (11) 受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存すること。
- (12) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (13) 本仕様書に疑義やより難い事態が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、県と協議してこれを定めるものとする。

別記

滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」

(データおよび入出力帳票の管理)

1 データおよび入出力帳票を県の外部で持ち運ぶ場合またはインターネットメール等により県へ送信する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に県の許可を得ること。
- (2) 鍵付きのケースへの格納、暗号化、パスワードの設定など、不正利用の防止および機密性を保持するための措置を講ずること。
- (3) 盗難、紛失等のないよう厳重に管理し、委託事業者のシステム機器以外では取り扱わないこと。
- (4) インターネットメール等により県以外の外部に送信する場合は、パスワードは伝達せず、あらかじめ受信者と合意したパスワードを設定するか、電話等の別手段を用いてパスワードを伝達すること。

2 データおよび入出力帳票を取り扱う作業を行う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ファイル交換プログラムが記録されたシステム機器を用いないこと。
- (2) 取り扱ったデータおよび入出力帳票は、削除または県へ返却すること。

3 データおよび入出力帳票が委託事業者以外の外部の者により、使用または閲覧されることがないように、離席および退室時においては、端末のロックや記憶媒体、入出力帳票の容易に閲覧されない場所への保管等を行わなければならない。

(ネットワークの接続制限)

4 委託事業者のシステム機器を県のネットワークに接続してはならない。ただし、県の許可を得た場合はこの限りでない。

(ウイルス等対策)

5 コンピュータウイルス等の不正プログラム（以下「ウイルス等」という。）の対策に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ウイルス等対策プログラムを常時稼働させておき、委託事業者のシステム機器がウイルス等に感染していないか定期的に確認すること。
- (2) ウイルス等対策プログラムのパターンファイルは常に最新のものに保つこと。
- (3) 県とのデータまたはプログラムの受渡しを行う前には、必ずウイルス等チェックを行うこと。